

一般社団法人上高井教育会 会費規定

(目的)

第1条 この規定は定款第6条の規定に基づき、本会の会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は定款第6条の規定のとおり、本会の事業活動に必要な経費に充てるために、会費を納入しなければならない。

2 会費は年12ヶ月を10回均等納入とし毎年5月より翌年2月までの間、毎月末までに納入する。

3 1回の納入会費の金額は、 $(55 \text{円} + \text{本給} \times 6.5 / 1000) \times 12 \text{ヶ月} \div 10 \text{回}$ とする。

4 前項会費金額等の変更は、総会の決議を経て行う。

5 育休者の会費は免除する。

6 賛助会員及び名誉会員は会費を負担しない。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、理事会の決議を経、総会の決議を経て行う。

附則

この規定は、一般社団法人上高井教育会の登記の翌年度から施行する。